

高岡ケーブルネットワーク株式会社
テレビ加入契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

高岡ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます)は、放送法の規定に従い、このテレビ加入契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 クロージャ	FTTH施設で本施設に設置される引込設備接続のための光接続機器
2 V-ONU	FTTH施設で光信号にて送信された放送波を電気信号に変換する装置で、当社と契約者との施設の分界点に設置されるもの
3 セットトップボックス	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器(以下「STB」といいます)
4 ケーブルプラスSTB2	STB機能と端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器。本約款において録画機能付き4K対応STBとして分類される(以下「C+STB2」といいます)
5 au ID	KDDI株式会社が発行するau ID
6 B-CASカード	STBに挿入されることにより受信機を制御する、ICを組み込んだB-CAS社が貸与するカード
7 C-CASカード	STBに挿入されることにより受信機を制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード

第2章 契約

第4条 (契約単位)

加入契約は、加入世帯引込線1回線ごとに行います。引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯及び各企業ごとに契約を行うものとします。

第5条 (契約の成立)

加入契約は、契約者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書兼契約書に必要な事項を記入の上、提出し当社がこれを承諾したときに成立します。

2 契約者は、加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者がある時には、予め必要な承諾を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとします。

3 当社は、次の各号の場合には加入契約を承諾しない場合があります。

- (1) 引込設備及び宅内設備を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者が料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) C+STB2のご利用に当たり、以下に同意いただけない場合。
 - ・KDDI株式会社が定める「au ID」利用規約
 - ・C+STB2利用開始にあたり自動的に利用可能となるコンテンツを提供する当社または提携事業者が定める規約等
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条 (特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

契約者は、当社が実施する工事割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとします。

第7条 (加入申込みの撤回等)

契約者は、放送法に定められた初期契約解除制度に基づき、当社に対して初期契約解除を申し出ることができます。

2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、当社に対し同項の文書を発したときにその効力を

生じます。

3 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 前項の規定にかかわらず加入契約後、宅内工事等を着工済みまたは、完了済みの場合には、契約者は当社が料金表に定めるその工事に要した費用・事務手数料を負担するものとします。また、契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

第8条 (C+STB2関連サービス)

当社または提携事業者は、C+STB2を設置した契約者に対し、次のサービス提供を行います。なお、サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、契約者が提携事業者によるサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1) セキュリティソフトウェア

別途規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、C+STB2を利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(2) 自動的に利用可能となるコンテンツ

C+STB2のご利用に際して別途規定するサービスが自動的に利用可能となります。また、当社または提携事業者が別途定める利用条件等を遵守いただくものとします。

(3) その他コンテンツ

当社または提携事業者が定める規約に基づき提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に当社または提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。契約者は、放送法に定められた初期契約解除制度に基づき、当社に対して初期契約解除を申し出ることができます。

第9条 (au ID提供)

C+STB2の利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

2 契約者は、スマートテレビサービスを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意していただきます。また、C+STB2 1台につき1個の「au ID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

3 契約者は、C+STB2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているC+STB2の機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

4 第2項で提供された「au ID」は、契約者が当社のC+STB2サービスを解除した場合においても自動的に解除はされません。なお、解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第3章 サービス

第10条 (当社が提供するサービス)

当社は、サービス提供区域において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持および運営に当たります。また、当社は、契約者に次のサービスを提供します。

(1) 放送事業者のテレビジョン(多重放送を含む)放送を再放送する業務。

(2) ラジオ放送及びデジタルデータ放送を再放送する業務。

(3) 自主放送サービス番組の提供を行なう業務。

(4) 上記事業に附帯するサービス業務。

第4章 料金等

第11条 (利用料金)

当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月とし暦月単位で契約者の料金計算を行います。

2 契約者は、別表に定める利用料金を、暦月の1ヶ月毎に当社に支払うものとします。なお、途中で契約解除がなされた場合、申請を受理した日の属する月の料金をもって精算します。

3 利用料金は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとします。

4 当社が設定した利用料金の中には、放送法に基づく日本放送協会(以下「NHK」といいます)及び株

式会社WOWOW（以下「WOWOW」といいます）の放送受信料金は含まないものとします。契約者が視聴を希望する場合は、別途契約するNHK、WOWOWに対して放送受信料金を支払うものとします。

- 5 チャンネルガイドは、料金表に定めるとおり有料となります。ただし、STB 1台目にはのみ1冊分の購読料を含むものとします。
- 6 落雷等の天災その他止むを得ない事由により、当社が第10条（当社が提供するサービス）に定めるサービス提供が出来なかった場合が生じても、利用料金の減額はしないものとします。
- 7 物価の変動、設備の更新、社会経済情勢の変化等の事由により、諸料金を改定した場合には、改定された金額を当社に支払うものとします。
- 8 利用料金の支払いが遅延した場合は、契約者は年14.5%の割合による遅延料金を支払うものとします。
- 9 半年前払い・年間前払いの場合、中途解約がなされたとしても、利用料金の払い戻しはしないものとします。

第12条（工事費）

契約者は、契約成立後、当社の指定する日に料金表に定める工事費を支払うものとします。工事費の請求は、工事完了翌月となります。

第13条（支払方法）

契約者が、当社に支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とします。当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払いも可能とします。この場合の支払日等の諸条件は、契約者が、指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

2 当社は、原則として契約者に対する請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第14条（責任事項）

当社が、第10条（当社が提供するサービス）に定めるサービスで（1）及び（2）に定める再放送業務を月のうち10日以上継続してそのサービスが提供できなかった場合は、当該月分の利用料金は、第11条（利用料金）の規定にかかわらず無料とします。

第5章 機器および施設等

第15条（STB等機器の貸与）

当社は、契約者に対し、STB等を加入コースに対応した機器を貸与します。その場合、貸与した機器は解約時には当社へ返納するものとします。

2 契約者に貸与された機器は、善良なる管理者の注意をもって取扱い、当社の承諾なしに移動または、取り外し等は行なわないものとします。

3 契約者の故意または、過失により貸与機器が破損または、紛失した場合には、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。また、これに伴い必要となる消耗品等の費用に関しても契約者が負担するものとします。

第16条（B-CASカード及びC-CASカードの取り扱い）

デジタル放送サービスの提供を受ける契約者は、BSデジタル放送用のB-CASカード及びデジタルCATV放送限定受信用C-CASカードを使用するものとします。

2 B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャスト（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社手配以外によるデータの追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失については、契約者が賠償するものとします。

4 解約時には、B-CASカード及びC-CASカードを当社に返却するものとします。また、契約者がC-CASカードを破損または、紛失した場合には、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第17条（施設の設置及び費用の負担）

当社は、当社が設置する施設（以下「本施設」といいます）のうち、放送センターからタップオフまたは、クロージャーマでの設備の設置に要する費用を負担します。契約者はタップオフまたは、クロージャーマからの引込工事及び宅内工事に要する費用を負担します。

2 引込工事及び宅内工事における契約者の希望による特別工事に関わる費用は、契約者が負担するものとします。

3 本施設の設置工事は、当社または、当社が指定する工事業者が行うものとします。

第18条（施設の所有関係）

本施設のうち、放送センターから保安器または、V-ONUまでの施設及びSTB等の貸与機器は当社の所有と

します。

第19条（施設の維持管理）

当社は、放送センターから保安器または、V-ONUまでの施設について維持管理します。

2 契約者は当社施設の維持管理上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第20条（故障）

当社は、当社が提供するサービスの受信に異常が生じた場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。

2 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が、契約者の施設による場合は、その設備の修復を契約者が行い、その費用を負担するものとします。

3 契約者は、故意または、過失により当社の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第21条（便宜の提供）

当社または、当社の指定する工事業者は、設備の調査・修復・撤去を行うため契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合、契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ること及び業務を実施することを承諾するものとします。

第22条（設置場所の変更等）

契約者は、次の各号に限り引込線及びSTB等の設置場所を変更できるものとします。

（1）変更先が同一敷地内の場合。

（2）変更先が当社の提供区域内であり、技術的に可能な場合。

2 契約者は、前項の規定により変更しようとする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。

3 契約者は、前項の変更に要する費用を負担するものとします。

第6章 契約の変更・一時中断等

第23条（名義変更）

契約者の契約事項について、次の各号の異動が生じた場合、契約者及びその相続人または、承継人は契約者の確認を得てその名義を変更することができるものとします。

（1）相続があったとき。

（2）当社のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき。

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、契約者または、契約者の相続人ならびに承継人は、当社に届けるものとします。

第24条（一時中断）

契約者は、サービス提供の一時中断または、その再開を希望する場合は、ただちに当社にその旨を申し出るものとします。この場合は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの料金は無料とします。なお、一時中断及びその再開により工事費が発生する場合は、契約者がその費用を負担するものとします。

2 一時中断期間の算定は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までとし、1ヶ月単位とし最大6ヶ月間を限度とします。

3 一時中断期間は、当社が第6条（特典供与に関する最低利用期間・違約金等）の規定により設定する最低利用期間との関係では、契約者の利用期間に含めないものとします。

第25条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、サービスの利用を停止することがあります。

（1）利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。

（2）契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

（3）この約款の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により、サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

第26条（契約者の申出による解約）

契約者は、自己の都合によって解約しようとする場合は、解約を希望する10日以前に、当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約者は、前項の解約に伴うSTBの撤去及びそれに付帯する工事費用を負担するものとします。また、解約に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合に

ついては、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

3 解約の場合は、解約を申し出た日の属する月までの利用料金を支払うものとします。

第27条（当社が行う契約の解除）

第25条（利用停止）の規定によりサービス停止をされた契約者が、なおその事実が解消しないとき、当社は催告なしにその契約を解除することがあります。

2 契約者は、契約の解除に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

3 当社は、当社または、契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

4 第21条（便宜の提供）の規定に反して、当社または、当社の指定する業者の立入りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。

5 本条に規定する解除がなされた場合の料金の支払等は、第26条（契約者の申出による解約）の規定に準じた取扱いとします。

第7章 雑則

第28条（免責事項）

天変・地変・落雷等、その他予測できない事由による契約者の所有物の損害、あるいは当社の提供するサービスを停止せざる得なくなった場合については、当社はその責を問われないものとします。

第29条（放送内容の変更および著作権・著作隣接権侵害の禁止）

当社は、止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。

2 契約者は、個人的にまたは、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または、多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製および、かかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第30条（録画機能付きSTB等の貸与機器に関する免責事項）

加入契約の解約時や故障等での交換時、当社は契約者に通知なく、録画機能付きSTBに録画された番組データ及び個人情報を消去できるものとし、契約者はこれを了解するものとします。

2 録画機能付きSTB等の故障・不具合・誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画または、再生できなかった場合、当社は一切の補償責任を負わないものとします。また、録画機能付きSTB等の故障・不具合・その他の理由による修理および機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとします。

第31条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

第32条（サービスの無断使用・営利使用の禁止）

契約者が記録装置、配線等により当社が提供するサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

第33条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第34条（約款の改正）

当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で、改正する場合があります。

2 契約者は、前項による改正後の約款の内容を当社が契約者に通知したときまたは、当社のホームページ上で閲覧可能にしたときから、改正後の約款に従うものとします。

<付則>

1. 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付すことができるものとします。

2. この約款は、令和4年7月1日より施行します。

料金表

・表記説明

(1) 料金はすべて税抜きです。() 内の料金は、10%税込料金です。

1. 基本利用料金

コース名	単位	月額利用料
ひかりエコノミーコース	世帯	1,700円 (1,870円)
ひかりBSコース※ ¹	世帯	2,000円 (2,200円)
ベーシックコース	1 契約	3,300円 (3,630円)
	2 契約目以降	850円 (935円)
ゴールドコース	1 契約	4,000円 (4,400円)
	2 契約目以降	1,550円 (1,705円)
STB設置コース※ ²	デジタルBSハイコース（標準STB） （新規受付終了）	STB 1 台目 2,000円 (2,200円) STB 2 台目以降※ ¹ 300円 (330円)
	デジタルBS録画コース（HDD内蔵型）※ ³ （新規受付終了）	STB 1 台目 2,300円 (2,530円) STB 2 台目以降※ ¹ 600円 (660円)
	デジタルベーシックコース（標準STB） （新規受付終了）	STB 1 台目 4,250円 (4,675円) STB 2 台目以降 1,800円 (1,980円)
	デジキーeasyコース（HDD内蔵型）※ ³ （新規受付終了）	STB 1 台目 5,200円 (5,720円) STB 2 台目以降 2,600円 (2,860円)
	デジタルベーシックコース（標準STB） ゴールド（新規受付終了）	STB 1 台目 4,950円 (5,445円) STB 2 台目以降 2,500円 (2,750円)
	デジキーeasyコース（HDD内蔵型）※ ³ ゴールド（新規受付終了）	STB 1 台目 5,900円 (6,490円) STB 2 台目以降 3,300円 (3,630円)
	デジタルBSコース（簡易STB） （新規受付終了）	STB 1 台目 1,900円 (2,090円) STB 2 台目以降※ ¹ 200円 (220円)
	デジキーeasyPLUSコース （新規受付終了）	STB 1 台目 5,500円 (6,050円) STB 2 台目以降 2,750円 (3,025円)
	デジキーeasyLiteコース （新規受付終了）	STB 1 台目 4,750円 (5,225円) STB 2 台目以降 2,250円 (2,475円)
	デジキーDVDコース （新規受付終了）	STB 1 台目 5,600円 (6,160円) STB 2 台目以降 2,800円 (3,080円)
	デジキーBlu-rayコース （新規受付終了）	STB 1 台目 6,550円 (7,205円) STB 2 台目以降 3,250円 (3,575円)

※1：ひかりBSコースでデジタルBS録画コース（HDD内蔵型）、デジタルBSハイコース（標準STB）、デジタルBSコース（簡易STB）対応STBを設置する場合は、STB 2 台目以降料金を適用します。

※2：STB設置コースを複数コース利用する場合の1 台目月額利用料は、月額基本料金の高いコースの料金を適用します。

※3：HDD内蔵型STBコースには、2年間の最低利用期間があります。なお、STB設置が完了した日の属する月の翌月を1ヶ月目とします。

2. 付加機能（オプション）料金

(1) STB利用料金

STB種別	月額料金
標準型STB	950円 (1,045円)
HDD内蔵型STB※ ¹	1,900円 (2,090円)
C+STB2※ ¹	1,900円 (2,090円)

※1：HDD内蔵型STB及びC+STB2で2台以上契約の場合、150円 (165円) /台割引となります。HDD内蔵型STBコースには、2年間の最低利用期間があります。なお、STB設置が完了した日の属する月の翌月を1ヶ月目とします。

(2) ペイチャンネル利用料金

チャンネル名	月額料金
衛星劇場 HD	1,800円 (1,980円)

以上

スター・チャンネル1	3チャンネルセットで 2,300円(2,530円)
スター・チャンネル2	
スター・チャンネル3	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム HD	1,000円(1,100円)
東映チャンネル	1,500円(1,650円)
V☆パラダイス HD	700円(770円)
J Sports 4 HD	1,300円(1,430円)
AT-X HD	1,800円(1,980円)
グリーンチャンネル HD	2チャンネルセットで 1,000円(1,100円)
グリーンチャンネル2 HD	
スピードチャンネル	2チャンネルセットで 900円(990円)
富山競輪	
レジャーチャンネル	980円(1,078円)
KNTV HD	3,000円(3,300円)
FIGHTING TV サムライ	1,800円(1,980円)
Mnet	2,300円(2,530円)

(3) チャンネルガイド誌料金

内容	料金
チャンネルガイド1冊※1	300円(330円)

※1: STB1台目にもみ1冊分の購読料金を含みます。

(4) 請求明細書発行料

内容	料金
月次請求明細書発行料	100円(110円)

3. 付帯サービスに関する料金等

内容	料金
名義変更手数料	1,000円(1,100円)
契約内容変更手数料	3,000円(3,300円)
解約事務手数料	3,000円(3,300円)
STB機器損害金	10,000円(11,000円)
B-CASカード機器損害金	3,000円(3,300円)
C-CASカード機器損害金	3,000円(3,300円)

4. 違約金

内容	料金
最低利用期間前解約に伴う違約金	10,000円(11,000円)

・お得セットプラン解除による違約金

テレビの理由による解除	10,000円(11,000円)
インターネットの理由による解除	3,000円(3,300円)
テレビ・インターネット両方の理由による解除	13,000円(14,300円)

5. 割引

(1) 地デジのみ割引

内容	対象	割引料金
対象とするテレビサービス単独契約の場合の割引	ひかりエコノミーコース	200円(220円)

※他の割引と併用することはできません。集合住宅、ホテル、行政施設等の特殊な契約については適用されません

(2) セット割

内容	対象	割引料金
トリプル割引 テレビサービスとインターネットサービスと電話サービスとのセット契約の場合の割引	テレビサービスとインターネットサービスと電話サービスとのセット契約者	1,770円(1,947円)

ネット割引 テレビサービスとインターネットサービスとのセット契約の場合の割引	テレビサービスとインターネットサービスとのセット契約者	1,500円(1,650円)
電話割引 テレビサービスと電話サービスとのセット契約の場合の割引	テレビサービスと電話サービスとのセット契約者	200円(220円)

(3) お得セットプラン

内容	対象	割引料金
対象とするテレビサービスコースとインターネットサービスコースを組み合わせた割引セットプラン	①テレビサービス(ゴールド含む) ・HDD内蔵型STB及びC+STB2 ②インターネットサービス ・ひかり1Gコース ・ひかり300コース ・ひかり100コース ・TCNひかり	1,000円(1,100円)

※お得セットプラン適用条件(お申込みが必要です。自動適用されません)

- 2年間継続して、上記の①+②のサービスコースをご利用いただける契約者。
- 前記1)の条件を満たさなくなった場合には、違約金がかかります。
- 本サービスの契約期間は、本サービス提供開始月から2年間とし、契約更新月およびその前後1ヶ月(3ヶ月間)の期間は違約金がかかりません。この期間に解除のお申し出がない限り、同ご契約条件(前記1)、2)での自動更新となります。
- 年払い・半年払いをされている場合、毎月払いへの変更が必要となります。

6. 工事費用

内容	料金
新規基本工事※1	FTTH施設 60,000円(66,000円)
追加基本工事※2	STB設置工事(端末1台毎) 10,000円(11,000円)
	STB機種変更(端末1台毎) 5,000円(5,500円)
解約撤去工事	STB撤去費(端末1台毎) 5,000円(5,500円)
	引込線撤去等工事(保安器・V-ONU撤去含む) 10,000円(11,000円)
一時中断工事	中断工事(引込線の撤去または移設を行わない場合) 5,000円(5,500円)
	再開工事(上記、中断工事に伴う再開工事) 5,000円(5,500円)
	中断工事(引込線の撤去または移設を行う場合) 10,000円(11,000円)
	再開工事(上記、中断工事に伴う再開工事) 10,000円(11,000円)
その他工事	引込線移設工事(引込線新設の場合) 15,000円(16,500円)
	引込線移設工事(引込線再利用可能な場合) 10,000円(11,000円)

※1: 新規工事には、標準的な引込工事・宅内工事(STB設置・増幅器設置)を含みます。

※2: C+STB2の設置工事は、当社が別途定めるものとします。

※上記以外のBS/バスルー工事、BS/CS混合工事、LAN配線工事、隠ぺい配線工事、地下埋設引込等の工事は当社が別途定める料金が必要です。

※工事費の加算額について

土曜日、日曜日、及び祝日(国民の祝日に関する法律の規定により休日とされた日)に工事を実施する場合は、土休日割増工事費として5,000円(5,500円)が必要です。

7. 初期契約解除制度に伴う工事料

内容	料金
引込線等工事(保安器・V-ONU撤去含む)	15,000円(16,500円)
宅内等工事	20,000円(22,000円)
STB撤去工事(端末1台毎)	5,000円(5,500円)
解約事務手数料	3,000円(3,300円)

以上

付則

- この料金表は、令和4年7月1日より適用します。